

○町田市道路占用料徴収条例

昭和50年4月1日

条例第18号

道路部道路管理課

注 平成16年6月から改正経過を注記した。

町田市道路占用料徴収条例（昭和35年10月町田市条例第16号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第39条第2項および第73条第2項の規定に基づき、道路の占用料の額および徴収方法ならびに延滞金の徴収について定めることを目的とする。

（占用料）

第2条 占用料の額は、別表に定めるところにより算出した額とする。

（占用料の減免）

第3条 市長は、次の各号に掲げる占用物件に係るものについて、特に必要があると認める場合においては、占用者の申請により占用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に規定する公営企業に係るもの
- (2) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設及び鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設
- (3) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第11条第1項に規定する都市計画施設
- (4) 公衆が常時無料で道路交通の一環として通行する通路
- (5) 沿道から道路に出入するために設置する通路その他これに類する施設
- (6) 道路交通法（昭和35年法律第105号）による道路標識及び信号機その他の物件
- (7) ガス、電気、水道、下水道、電話、排水管等の各戸引込管線類
- (8) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために使用する公営掲示板
- (9) 祭典その他恒例により設置する施設
- (10) 前各号のほか、市長が特に必要があると認めるもの

2 市長は、前項に定めるもののほか、災害その他占用者の責によらない理由により占用の目的を遂行することができないと認める場合においては、その期間に相当する占用料の額の全部又は一部を免除することができる。

（平16条例38・平27条例20・一部改正）

(占用料の徴収方法)

第4条 占用料は、占用の期間（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第10条、第11条第1項又は第12条第1項の規定により許可をした占有することができる期間（当該許可に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をした日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占有することができる期間の末日までの期間）。以下同じ。）に係る分を、占有許可をした日（電線共同溝に係る占用料にあつては、同法第10条、第11条第1項又は第12条第1項の規定により許可をした日（当該許可に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をした日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日））から1月以内に納入通知書により徴収する。

2 占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を4月30日までに徴収する。ただし、一時的の占有で次年度にまたがる場合は、一括して徴収することができる。

3 市長は、占用料が著しく多額である場合またはその他特別の事由があると認めるときは前項の規定にかかわらず当該年度内に限り期日を定め4回以内に分納を許可することができる。

(平27条例20・一部改正)

(督促及び延滞金)

第5条 前条により定める期限内に占用料を納付しないものがある場合においては、期限経過後20日までに督促状を発する。

2 督促してもなお納付しない者に対しては、督促状の指定期日の翌日から納付の日までの日数に応じ占用料滞納額に年14.5パーセントの割合で計算した延滞金を徴収する。ただし、延滞金の額が100円未満である場合は、徴収しない。

3 災害、不測の事故その他市長においてやむを得ない事由があると認めるときは、前項本文の規定による延滞金を減免することができる。

(平23条例11・一部改正)

(追認占用料)

第6条 許可を受けないで道路を占有したものに対し、その占有を追認した場合は追認のとき（追認の前に占有を廃止したものについてはその廃止のとき。）に至るまでの占用料を追徴する。

2 前項の場合において占有開始または廃止の時期が明らかでないものについては市長が

認定する。

- 3 前2項の規定による追徴占用料の額は、第2条の規定による占用料（以下「普通占用料」という。）の額の3倍以内とする。ただし、市長において特別の事由があると認める場合は、普通占用料の額まで軽減することができる。

（占用料の還付）

第7条 既納の占用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、全部または一部を還付することができる。

- (1) 法第71条第2項の規定により占用の許可を取り消したとき。
- (2) 災害その他占用者の責によらない理由により占用できなくなったとき。
- (3) その他市長が特に必要があると認めたとき。

（令7条例13・一部改正）

（委任）

第8条 この条例の施行について必要な事項は市長が定める。

付 則

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

付 則（昭和51年4月1日条例第7号）

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年3月30日条例第6号）

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年9月30日条例第31号）

- 1 この条例は、昭和58年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後徴収すべき占用料のうち、施行日の前日までの占用に係る占用料については、なお従前の例による。

附 則（昭和61年4月1日条例第6号）

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年12月28日条例第36号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年6月27日条例第14号）

- 1 この条例は、平成2年7月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日までの占用許可に係る占用料については、なお従前の例による。

附 則（平成 5 年 3 月 31 日条例第 6 号）

この条例は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年 3 月 31 日条例第 10 号）

この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 10 年 3 月 31 日条例第 10 号）

この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 3 月 31 日条例第 6 号）

この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 7 月 1 日条例第 27 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 14 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現に占用の許可を受けているものに係る占用料の額については、平成 14 年度分に限り、なお従前の例による。

附 則（平成 16 年 6 月 30 日条例第 38 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 1 項第 2 号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現に占用の許可を受けているものに係る占用料の額については、平成 16 年度分に限り、なお従前の例による。

附 則（平成 23 年 3 月 31 日条例第 11 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日までに占用の許可を受けているものに係る延滞金の徴収については、なお従前の例による。

附 則（平成 26 年 3 月 27 日条例第 12 号）

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日条例第 20 号）

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日条例第 11 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の期間に係る占用料について適用し、同日前の期間に係る占用料については、なお従前の例による。

附 則（令和 7 年 3 月 31 日条例第 13 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の期間に係る占用料について適用し、同日前の期間に係る占用料については、なお従前の例による。

別表（第 2 条関係）

（平 16 条例 38・全改、平 23 条例 11・平 26 条例 12・平 27 条例 20・令 3 条例 11・令 7 条例 13・一部改正）

道路占用料金表

占用物件		単位	占用料（円）
法第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物	第 1 種電柱	1 本につき 1 年	1,620
	第 2 種電柱		2,480
	第 3 種電柱		3,350
	第 1 種電話柱		1,440
	第 2 種電話柱		2,310
	第 3 種電話柱		3,180
	その他の柱類		140
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ 1 メートルにつき	14
	地下電線その他地下に設ける線類	1 年	8
	路上に設ける変圧器	1 個につき 1 年	1,410
	地下に設ける変圧器	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	860
	変圧搭その他これに類するもの及	1 個につき 1 年	2,890

	び公衆電話所			
	広告塔		表示面積1平方メートルにつき1年	11,500
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	2,890
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年	60
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			86
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			130
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			170
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			260
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			340
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			600
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			860
	外径が1メートル以上のもの			1,730
法第32条第1項第3号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	2,890
法第32条第1項第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	1,440
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.008を乗じて得た額

		の		た額
	上空に設ける通路			5,770
	地下に設ける通路			3,460
	その他のもの			3,090
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	110
	商品置場その他これに類するもの		占用面積1平方メートルにつき1年	11,500
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチ式であるものを除く。）		表示面積1平方メートルにつき1年	11,500
	標識		1本につき1年	2,310
	旗ざお及び幕	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートル又は1本につき1日	110
		その他のもの	占用面積1平方メートル又は1本につき1年	11,500
	アーチ式工作物	車道を横断するもの	1基につき1年	115,400
		その他のもの		57,700
令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年	2,890
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料の置場			占用面積1平方メートルにつき1年	11,500
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる仮設収容施設			占用面積1平方メートルにつき1年	2,890
令第7条第8号及び第13号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高架下に設けるもの	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額

				た額
		階数が4以上のもの		Aに0.012を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.024を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる施設並びに同条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの		Aに0.012を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.006を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具			占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.024を乗じて得た額

備考

- (1) 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- (2) 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- (3) 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- (4) 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。ただし、看

板で両面を使用するものは、裏面の表示面積については5割減とする。

- (5) Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。
- (6) 1平方メートル未満の表示面積若しくは占有面積又はこれらの面積における1平方メートル未満の端数は、1平方メートルとして計算する。
- (7) 許可物件の長さが1メートル未満である場合のその長さ又は許可物件の長さにおける1メートル未満の端数は、1メートルとして計算する。
- (8) 占用料の額が年額で定められている許可物件に係る占有が年度の中途において開始し、又は終了するときの当該年度の占用料は、月割りにより計算した額（その額が100円未満のときは100円）とする。
- (9) 前号に規定する月割計算をする場合において、1月未満の端数が生じたときは、1月として計算するものとする。
なお、占有の期間が30日に満たないものについては、1月として計算するものとする。
- (10) 前2号の規定により計算した額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。